

人事院会議議事録

会議日

令和3年8月26日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (官房部局)
植村企画法制課長

議題

評語の段階の見直し等に伴う人事評価政令の一部を改正する政令案に対する意見の表明

議事の概要

議題「評語の段階の見直し等に伴う人事評価政令の一部を改正する政令案に対する意見の表明」について、担当局から別添のとおり説明があった。

これに対し、以下のような意見があった。

- ・ 評価者に対する研修をしっかりとって、評価者の能力向上を図ってほしい。各府省で人事評価制度の運用にバラツキが生じたりしないよう評価者への研修を行うことや、管理職へのマネジメント研修を行うことも大事である。
- ・ 今後、各府省が人事評価制度を運用していく中で、悩みが生じたときに人事院としても適宜助言等行っていくことが必要。

議題については、三人事官一致で議決された。

評語の段階の見直し等に伴う人事評価政令の一部を
改正する政令案に対する意見の表明について令和3年8月26日
官 房 部 局

改正理由・経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「人事評価の結果を表示する評語の段階その他の人事評価に関し必要な事項」について、「2021年夏までを目途に必要な措置を順次実施する」とされたことを踏まえ、政府は、昨年7月から「人事評価の改善に向けた有識者検討会」を開催し、本年3月に「人事評価の改善に向けた有識者検討会報告書」が取りまとめられた。同報告書を踏まえ、政府において人事評価の改善について検討がなされた結果、

- ・ 幹部職員以外の職員についてその能力や業績をきめ細かく的確に把握し、評価するため、評語の段階を5段階から6段階とすること
- ・ 能力や業績の程度が「通常」のものかどうかを基準とする評価方法から職員に求められる能力や業績が発揮されているかどうかを基準とする評価方法に改めること
- ・ 面談にオンラインによるものも含むことを明確化すること

を措置することとされ、「人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正案」について、国家公務員法第70条の3第2項の規定に基づき、今月23日、内閣総理大臣から、人事院の意見が求められたところである。

今般の人事評価制度の見直しについては、本院としても、上記検討会の議論にオブザーバーとして参加したところである。定年引上げに伴い、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、同検討会の報告書の内容を踏まえた人事評価制度の見直しにより、能力・実績主義に基づく人事管理を徹底していくことが重要であるとの問題意識の下、その後の政府における検討過程でも、評価結果を任用・給与等に適切に反映する観点等から、政令案の作成に当たって必要な協力をしてきたところである。このため、政令の改正内容に異論はないことから、当該改正案について差し支えない旨の意見を提出することとしたい。

今後の予定

9月7日	閣議決定【P】
9月13日	公布【P】（面談の実施方法の見直しにかかるものは公布日施行）
令和4年10月1日	全面施行

以 上

(参考資料)

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)(抄)

第 3 章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(3) 新しい働き方・暮らし方

公務員制度改革

2018 年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。

国家公務員制度改革基本法にのっとり、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適所の人材配置を図るため、局長等の職務内容の明示、人事評価の運用改善、幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。人事評価の結果を表示する評語の段階その他の人事評価に関し必要な事項について速やかに有識者による検討体制を設け検討を行い、2021 年夏までを目途に必要な措置を順次実施するとともに、人事院における昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等についての検討を踏まえ、2029 年度末までに所要の措置を順次講ずる。

「国家公務員法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 61 号)の附則においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」と同様の記載がなされている。

(参考) 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 61 号)附則第 16 条第 3 項

政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 70 条の 3 第 2 項

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。